

日本スポーツマスターズ2016

SPORTS MASTERS JAPAN 2016

ゴルフ競技会実施要項



主 催

公益財団法人 日本体育協会

秋 田 県

公益財団法人 秋田県体育協会

公益財団法人 日本ゴルフ協会

秋 田 市

主 管

秋 田 県 ゴ ル フ 連 盟

特別協賛:



RING!RING!
プロジェクト
競輪の補助事業

この大会は競輪の補助を受けて開催しています。
<http://ringring-keirin.jp/>

日本スポーツマスターズ シンボルマーク



全体のイメージとしては、「日本の空と大地と水」「スポーツと人、栄光と躍動」「完成された肉体と精神」を表し、具体的には、スポーツの持つ、力強さ、美しさ、特に男性の力強さと女性のしなやかさ、美しさを表現。また、シニア世代を対象とした大会のため、完成された質の高さや落ち着きを、深みのあるカラーでコーディネイトしています。

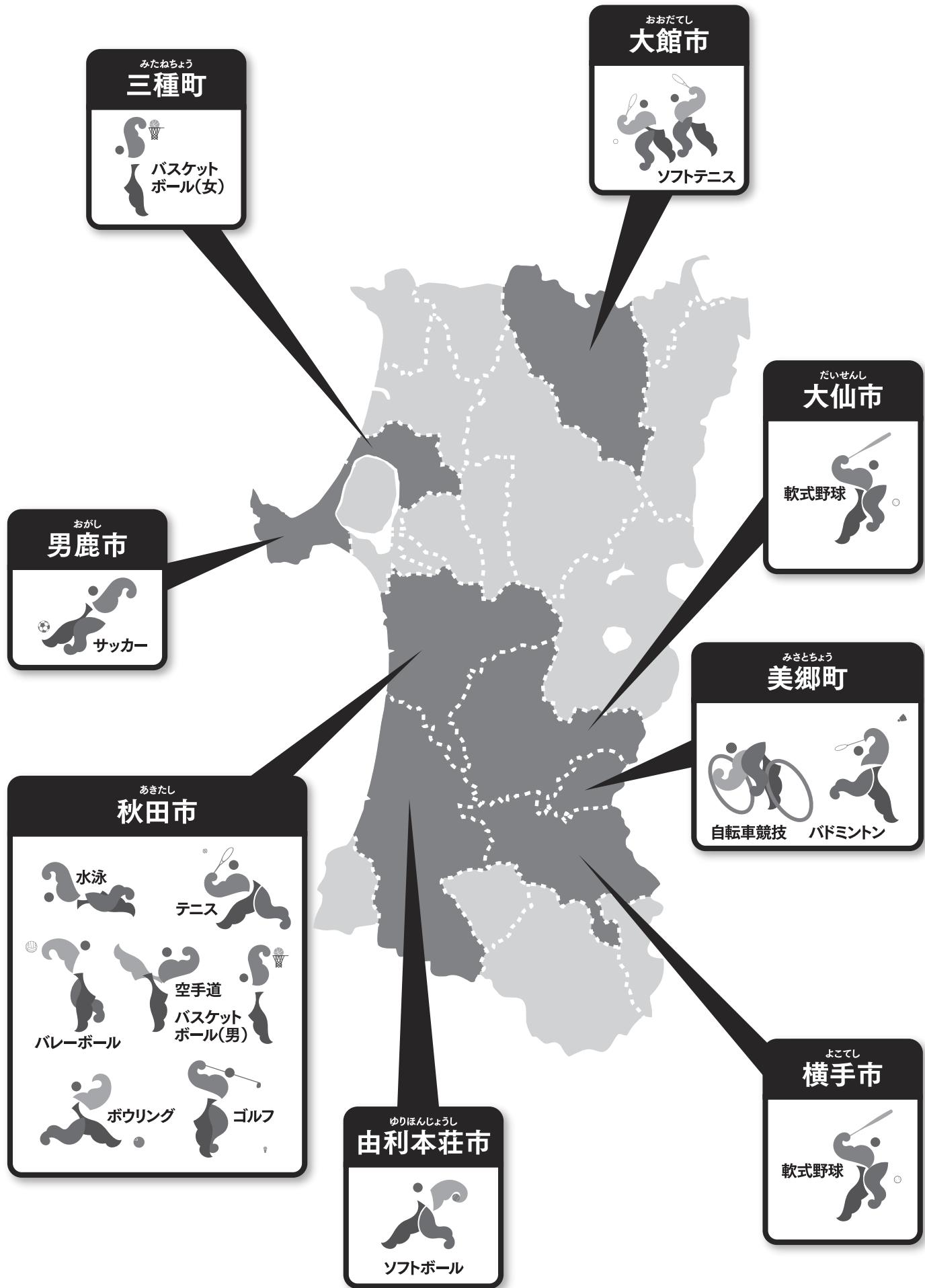
平成12年度日本体育協会第2回理事会で決定しました。
大石章郎氏（㈱メリーキャブ：アートディレクター）
デザイン。

日本体育協会マーク



「のぼる太陽」のイメージを基調に、若いスポーツマンたちの力が、より高く、たくましく伸びていくことをシンボライズ。昭和49年度日本体育協会第2回評議員会で正式に決定しました。永井一正氏(日本デザインセンター理事) デザイン。

会場地一覧



総 則

1. 趣旨

21世紀の国民スポーツの推進を図るためにあたっては、国民の一人ひとりがスポーツ文化を豊かに享受することを通して、スポーツが主体的に望ましい社会の実現に貢献するという「スポーツ立国の実現」を目指していくことが重要である。

本大会は、スポーツ爱好者の中で競技志向の高いシニア世代を対象としたスポーツの祭典であり、参加者がフェアプレー精神に基づきお互いに競い合いながらスポーツに親しむことにより、スポーツのより一層の推進を図り、併せて生きがいのある社会の形成と健全な心身の維持・向上に寄与しようとするものである。

2. 主催

公益財団法人日本体育協会、秋田県、公益財団法人秋田県体育協会

※各競技会については実施中央競技団体及び会場地市町が主催として加わる。

3. 主管

秋田県実施競技団体

4. 実施競技

水泳	サッカー	テニス	バレーボール	バスケットボール
自転車競技	ソフトテニス	軟式野球	ソフトボール	バドミントン
空手道	ボウリング	ゴルフ	(13競技)	

5. 期日

平成28年9月23日(金)～27日(火) 5日間

※ゴルフ競技は9月7日(水)～9日(金)、水泳競技は9月17日(土)～18日(日)、

6. 会場地

秋田県(6市2町34会場)

秋田市、横手市、大館市、男鹿市、由利本荘市、大仙市、三種町、美郷町

7. 参加者

- (1) 大会の参加者は、監督及び選手、並びに大会役員、競技会役員、競技役員、運営係員とする。
(2) 参加者は、日本在住者とし、参加資格、所属都道府県及び年齢制限は次の通りとする。

① 参加資格

- ア 各競技の監督及び選手は、所属都道府県の当該競技団体会長が、代表と認め選抜した者であること。
イ 監督、選手の兼任は、同一競技内に限る。
ウ 前記の他、選手については次の通りとする。
I. 参加選手は1人1競技とする。
II. 予選を行う必要のある競技は、都道府県、ブロック予選に参加し、これ通過した者。

- エ 第71回国民体育大会（実施中央競技団体が定める場合を除き都道府県予選会・ブロック大会を除く）に選手として参加する者は、日本スポーツマスターズ2016に選手として参加することはできない。
- オ 監督は、原則として日本体育協会が別に定める「公認スポーツ指導者制度」に基づく、当該競技団体が定める公認資格を有する者とする。

②所属都道府県

所属都道府県は、実施中央競技団体が限定する場合を除き、次の2ヶ所のいずれかを選択することができる。

- ア 居住地を示す現住所
- イ 勤務地

なお、いずれの場合も本人が参加申込書又は手続きに必要な情報を当該都道府県競技団体へ提出した時点を基準とし、提出後に他の都道府県に転居等で移動した場合であっても当該年においては移動前の都道府県に所属するものとする。

③選手の年齢制限

- ア 原則として、35歳以上とし、競技ごとに別に定める。
- イ 年齢の計算は、原則として平成28年4月1日を基準とする。年齢を区分する種目への参加選手の基準も同様とする。

④参加上の注意

- ア 参加者は、自ら健康診断を受診する等の健康状態の把握に努めること。また、競技実施前、実施中に体調の変化を感じた場合には、自ら競技の棄権を申し出ること。
- イ 事故発生の場合、主催者は応急処置を行い、必要に応じて医療機関に移送する。
- ウ 大会参加者の大会期間中の偶然かつ急激なケガを補償するため、日本体育協会にて傷害保険に加入する。なお、参加者各人においても、別途傷害保険に加入することが望ましい。
- エ 参加者は、保険証を持参すること。
- オ 緊急時対応のため、各チームの代表者は全参加者の緊急時連絡先を把握しておくこと。
- カ 薬を常時服用している場合、服用している薬が分かるもの(お薬手帳等)を必ず携行すること。

⑤その他

- ア 日韓スポーツ交流の韓国選手団が参加する。
- イ 参加資格等に疑義が生じたときは、日本体育協会及び当該中央競技団体が調査の上、処分の必要性が認められる場合は別途定める「参加資格違反に関する処分基準」に基づき日本体育協会において審議・処遇を決定する。

8. 参加申込方法

- (1) 各都道府県又はブロックにおいて選抜された者を、都道府県競技団体会長が中央競技団体を通じて、日本体育協会会長宛てに申込むものとする。なお、都道府県競技団体会長は、所属する都道府県体育（スポーツ）協会にも申込書の控えを提出するものとする。

- (2) 参加申込書は、所定の様式により作成し、定められた期限までに、日本体育協会に送付する。
- (3) 参加申込後に、選手を交代する場合は、速やかに所定の様式にて、参加申込と同様の要領で届けなければならない。
- (4) エントリーリスト・組合せは競技ごとの抽選会後、8月中旬頃より日本体育協会もしくは実施中央競技団体のホームページにて掲載する。

9. 参加料

- (1) 参加料は、各都道府県競技団体が取りまとめの上、実施中央競技団体を通じて日本体育協会に納入する。
- (2) 参加料の額は、選手1人5,000円とする。
なお、商業施設使用競技については、別途、施設負担金を徴収する。
(額は競技ごとに日本体育協会が別に定める)
- (3) 納入後の参加料は返金しない。
- (4) 地震・風水害等により大会を中止した場合、旅費・宿泊費の補償はしない。

10. 表彰

- (1) 各競技の各種別、種目などの第1位から第3位までの者に、それぞれ記念品を授与する。
- (2) 原則として、各競技の各種別、種目などの第1位から第8位までの者に、それぞれ賞状を授与する。
- (3) 前号については、各競技の各種別、種目などの特性に応じて、実施中央競技団体が日本体育協会と調整の上、別に基準を定めることができるものとする。

11. 宿泊及び交通

- (1) 参加者（監督、選手、大会役員、競技会役員、競技役員）の宿舎、交通の手配は、原則として日本体育協会が指定する旅行会社に依頼することとする。
- (2) 詳細については、別に定める「宿泊・輸送・弁当に関する基本要領」に基づき行う。

12. 大会参加章の交付

日本体育協会は、参加者の大会参加意識の啓発及び国民のスポーツ活動を一層推進するため、大会参加章を作成し、参加者（監督、選手、大会役員、競技会役員、競技役員）及び日本体育協会が特に認めた者に交付する。

13. その他

- (1) 参加申込書及び参加料が定められた期限までに指定された場所に到着しない場合は、理由のいかんを問わず、本大会への参加を認めない。
- (2) 日韓スポーツ交流で参加する韓国選手団の参加資格、申込方法等については、別途定める。
- (3) その他の事項については、日本スポーツマスターズ開催基準要項による。

ゴルフ競技

GOLF

1. 主 催 公益財団法人日本体育協会 秋田県 公益財団法人秋田県体育協会
公益財団法人日本ゴルフ協会 秋田市

2. 主 管 秋田県ゴルフ連盟

3. 期 日 平成 28 年 9 月 7 日(水)から 9 日(金)まで(3 日間)

種別	9月7日(水)	9月8日(木)	9月9日(金)
男子	公式練習・キャプテン会議	競 技	競 技
女子	公式練習・キャプテン会議	競 技	競 技

4. 会場

男子：秋田椿台カントリークラブ（〒010-1211 秋田市雄和椿川字奥椿岱 235）

女子：南秋田カントリークラブ（〒010-0122 秋田市金足吉田字浅田 1-1）

5. 参加人員

種別	選手	参加都道府県	小計	合計
男子	3名	47	141名	282名
女子	3名	47	141名	

*選手の内 1 名は、「キャプテン会議」に出席すること。

6. 競技上の規程及び方法

(1) 日本ゴルフ協会ゴルフ規則及び本競技ローカルルールを適用する。

(2) 競技委員会の裁定について

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

(3) 競技は 1 日 18 ホール、2 日間合計 36 ホール・ストロークプレー競技とする。

(4) 団体戦

各種別とも、各日 18 ホールのスコアは、3 人の中で少ないストロークでプレーした 2 人の合計スコアとし、2 日間 36 ホールの合計スコアにより順位を決定する。

(5) 個人戦

各種別とも、2 日間 36 ホール・ストロークプレーにより順位を決定する。

(6) タイについて

団体戦、個人戦とともに、同順位の場合は(1 位がタイの場合も含む)、その順位を共有し次の順位を次位とする。

(7) 使用球の規格について

「公認球リストの条件・規則付 I(B) 1b」を適用する。

(8) 使用クラブの規定について

「適合ドライバー・ヘッドリストの条件・規則付 I(B) 1a」を適用する。

(9) 溝とパンチマークの規格

裁定 4-1/1 『2010 年 1 月 1 日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件』を適用する。

- (10) 正規のラウンド中、競技者が金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鉛を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格とする。
(下記 14 項「注意事項」参照)
- (11) 移動について
正規のラウンド中の移動について、「規則付 I(B)8」を適用する。ただし、委員会が認めた場合を除く。
- (12) キャディーについて
正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は「規則付 I(B)2」を適用する。
- (13) 荒天時の場合の競技成立については、競技委員会が別に定める。

7. 参加資格、年齢基準及び所属都道府県

「総則 7 参加者」に定められるもののほか、次による。

- (1) 日本ゴルフ協会の競技者登録規定による登録競技者（アマチュア）であること。
- (2) 男子は昭和 36 年(1961 年)12 月 31 日以前、女子は昭和 41 年(1966 年)12 月 31 日以前に誕生した者であること。
- (3) 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。

*総則 7 の主な項目の抜粋は次の通りである。なお総則 7 の全文は必ず確認すること。

- 7 – (2) –①参加資格
 - ア 各競技の監督及び選手は、所属都道府県の当該競技団体会長が、代表と認め選抜した者であること。
 - イ 監督、選手の兼任は、同一競技内に限る。
 - ウ 前記の他、選手については次の通りとする。
 - I. 参加選手は 1 人 1 競技とする。
 - II. 予選を行う必要のある競技は、都道府県、ブロック予選に参加し、これを通過した者。
 - エ 第 71 回国民体育大会（都道府県予選会を除く）に選手として参加する者は、日本スポーツマスターズ 2016 に選手として参加することはできない。
- 7 – (2) –②所属都道府県
 - 所属都道府県は、実施中央競技団体が限定する場合を除き、次の 2ヶ所のいずれかを選択することができる。
 - ア 居住地を示す現住所
 - イ 勤務地
 - なお、いずれの場合も本人が参加申込書又は手続きに必要な情報を当該都道府県競技団体へ提出した時点を基準とし、提出後に他の都道府県に転居等で移動した場合であっても当該年においては移動前の都道府県に所属するものとする。
- 7 – (2) –④参加上の注意
 - ア 参加者は、自ら健康診断を受診する等の健康状態の把握に努めること。また、競技実施前、実施中に体調の変化を感じた場合には、自ら競技の棄権を申し出ること。
 - イ 事故発生の場合、主催者は応急処置を行い、必要に応じて医療機関に移送する。
 - ウ 大会参加者の大会期間中の偶然かつ急激なケガを補償するため、日本体育協会にて傷害保険に加入する。なお、参加者各人ににおいても、別途傷害保険に加入することが望ましい。
 - エ 参加者は、保険証を持参すること。
 - オ 緊急時対応のため、各チームの代表者は全参加者の緊急時連絡先を把握しておくこと。
 - カ 薬を常時服用している場合、服用している薬が分かるもの（お薬手帳等）を必ず携行す

ること。

・7-(2)-⑤その他

イ 参加資格等に疑義が生じたときは、日本体育協会及び当該中央競技団体が調査の上、処分の必要性が認められる場合は別途定める「参加資格違反に関する処分基準」に基づき日本体育協会において審議・処遇を決定する。

8. 表彰

- (1) 団体戦及び個人戦の第1位から第3位までの者に記念品を授与する。
- (2) 団体戦及び個人戦の第1位から第8位までの者に賞状を授与する。

9. 参加料

1人21,000円とし、下記を含むものとする。

- (1) 日本スポーツマスターズ参加料(5,000円)
- (2) 競技期間3日間(公式練習日を含む)の、グリーンフィー及びゴルフ場諸掛かり・諸経費。
ただし、キャディーフィー、クラブハウスでの飲食ほか購入代金などは個人負担とする。
※ 納入後の参加料は返金しない。
※ 地震・風水害等により大会を中止した場合、旅費・宿泊費の補償はしない。

10. 参加申込方法

- (1) 参加希望者は、所定用紙に必要事項を記入し、都道府県ゴルフ競技団体に申込む。
- (2) 都道府県ゴルフ競技団体は、参加資格、参加人員の規定に合せ、選手を選出の上、所定の参加申込書を4部作成し、平成28年7月15日(金)必着にて、1部を所属都道府県体育協会に、2部を日本ゴルフ協会に、1部を秋田県ゴルフ連盟に提出する。
なお、参加料は、都道府県ゴルフ競技団体が取りまとめて、平成28年7月15日(水)(参加申込と同時)に日本ゴルフ協会に納入する。
- (3) 参加申込後に選手等を交代する場合には、所定の選手変更届を上記(1)、(2)の参加申込と同様の要領にて、9月7日(水)正午までに届けなければならない。

項目	期限	備考
参加申込	平成28年7月15日(金)	提出部数、提出先 2部：日本ゴルフ協会 1部：秋田県ゴルフ連盟 1部：所属都道府県体育協会
参加登録用紙	平成28年7月15日(金)	1部：日本ゴルフ協会
参加料納入	平成28年7月15日(金) (選手1名21,000円)	振込銀行 三井住友銀行 本店営業部 普通預金 4697590 口座名 公益財団法人日本ゴルフ協会
参加者変更届	平成28年9月7日(水) 正午まで	提出部数、提出先 2部：日本ゴルフ協会 1部：秋田県ゴルフ連盟 1部：所属都道府県体育協会

11. 参加上の注意

選手は各都道府県の統一ユニフォームを着用し、ユニフォームには必ず都道府県名を表示する。

12. 宿泊・交通申込について

日本ゴルフ協会は、日本体育協会より配布される宿泊・交通案内を都道府県ゴルフ競技団体に送付し、都道府県ゴルフ競技団体は参加申込者に配布する。参加申込者は、宿泊・交通申込書に必要事項を明記の上、巻末の旅行会社に提出する。

13. その他

(1) 組合せ抽選会

日 時／平成 28 年 8 月 10 日(水) 13:00～

会 場／公益財団法人日本ゴルフ協会

〒104-0031 東京都中央区京橋 1-12-5 京橋 YS ビル 2F TEL 03-3566-0003

(2) キャプテン会議

日 時／平成 28 年 9 月 7 日(水) 公式練習終了後

会 場／男子：秋田椿台カントリークラブ

女子：南秋田カントリークラブ

(3) 表彰式

日 時／平成 28 年 9 月 9 日(金) 競技終了後

会 場／男子：秋田椿台カントリークラブ

女子：南秋田カントリークラブ

14. 注意事項

6 (10) 項で規制されるシューズ以外でも、パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。

医療救護について

1. 会場でケガや発病をしたとき

会場に設けられた救護所で処置を受けてください。

(1)救護所及び処置について

- ①救護所には原則として医師・看護師が待機し、応急処置を行います。
- ②医師・看護師が医療機関に搬送する必要を認めた時は、救急車等で医療機関に搬送します。
- ③救護所からの搬送等により医療機関で治療を受ける場合は、必ず「健康保険証」を提示してください。

*治療費用は受診者負担となります。

(2)その他

- ①救護所の場所は、会場内の立看板等により示しています。
- ②会場内にはAEDを設置しています。

2. 宿舎でケガや発病をしたとき

- ①宿泊先に相談の上、救急医療機関に問合せをしてから受診してください。
また、9月上旬発行の総合ガイドブック及び競技別プログラムにて、「夜間・休日急患センター」等の情報を掲載します。
- ②医療機関で治療を受ける場合は、必ず「健康保険証」を提示してください。
*治療費用は受診者負担となります。

3. 傷害保険の加入について

選手・監督等の方を対象とした傷害保険に加入しています。

所定の手続きを行うことにより、定額の保険金が支払われます。

(1)補償内容と手続きの流れ

大会期間中の急激かつ偶然なケガにより会場の救護所で応急処置を受け、救護所に配置された「救護台帳」に必要事項の記入がなされた方が原則として補償の対象になります。

補償の対象者として該当し得る方には、大会終了後約1ヶ月後を目処に日本体育協会から具体的な手続きに必要な書類を送付します。

*大会期間中に救護所へ行かず、「救護台帳」への記入がなされなかった場合は、補償の対象となることができない場合があります。

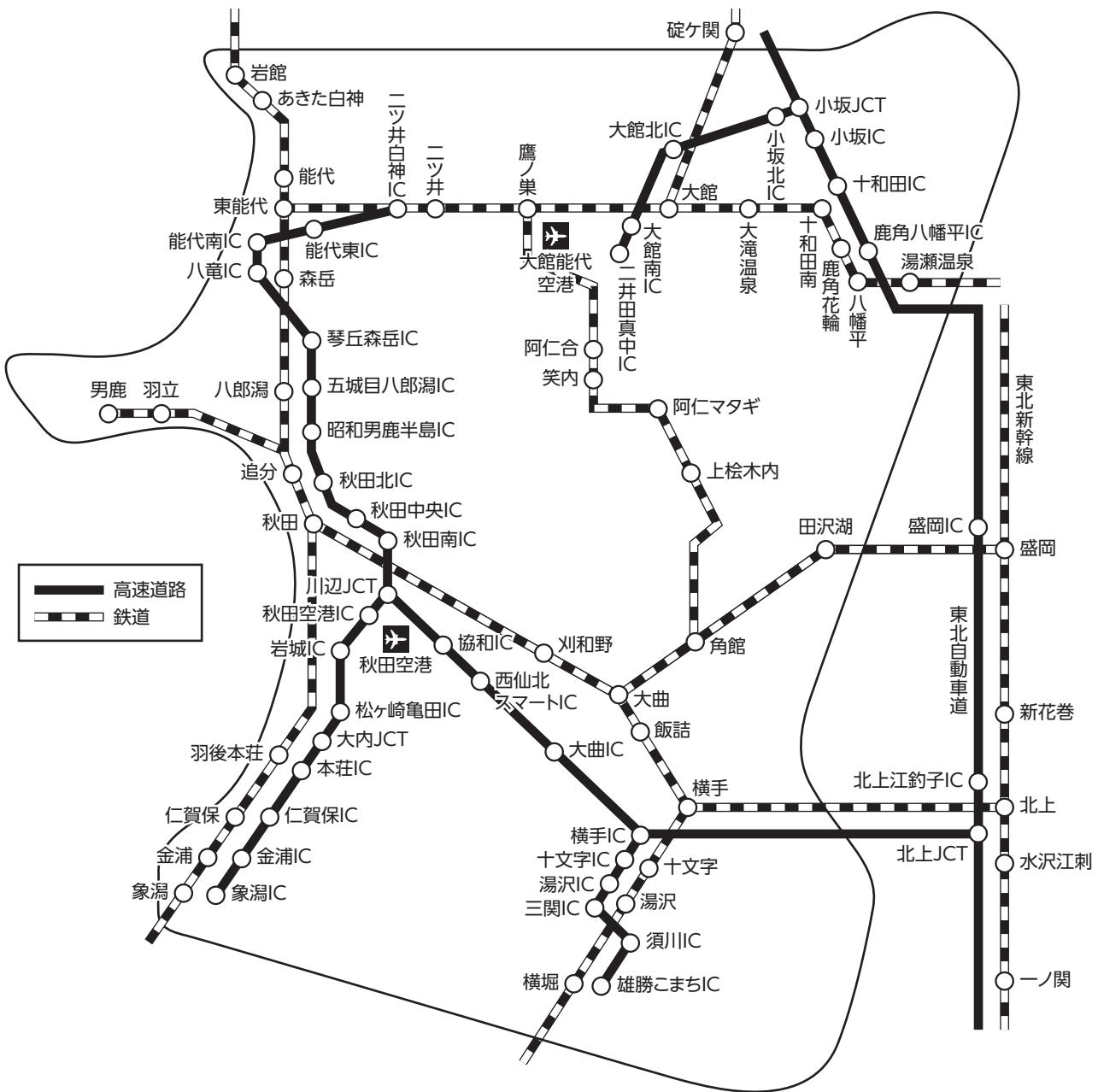
*医療救護台帳により取得した個人情報は、本大会期間中の傷害事故における保険請求業務に使用する他、引き受け保険会社へ提供することができます。

(2)補償額

(例) 選手・監督の場合 (加入者1名につき)

補償内容	補償額
死亡保険金額	5,000万円
後遺障害保険金額	150万円～5,000万円 (程度に応じる)
入院保険金日額	5,000円
通院保険金日額	3,000円

交通案内



飛行機の利用

北海道	新千歳空港から約1時間5分(ANA・JAL)	秋田空港		
	新千歳空港から約55分(JAL)			
東京	羽田空港から約1時間5分(ANA・JAL)	秋田空港		
	羽田空港から約1時間10分(ANA)	大館能代空港		
大阪	伊丹空港から約1時間30分(ANA)	秋田空港		
	伊丹空港から約1時間20分(JAL)			
愛知	中部国際空港から約1時間20分(ANA)	秋田空港		
福岡	福岡空港から約1時間40分	羽田空港 約1時間5分(ANA・JAL)	秋田空港 約1時間10分(ANA)	大館能代空港

車の利用

- 仙台宮城ICから秋田中央ICまで／約3時間
(東北自動車道・秋田自動車道経由)
- 東京都内から秋田中央ICまで／約7時間30分
(東北自動車道・秋田自動車道経由)

鉄道の利用

- 仙台駅から秋田駅まで／最速2時間5分
(秋田新幹線「こまち」/盛岡経由)
- 東京駅から秋田駅まで／最速3時間37分
(秋田新幹線「こまち」/仙台・盛岡経由)
- 大宮駅から秋田駅まで／最速3時間13分
(秋田新幹線「こまち」/仙台・盛岡経由)
- 新大阪駅から秋田駅まで／約7時間
(東海道新幹線～秋田新幹線「こまち」)
- 名古屋駅から秋田駅まで／約6時間
(東海道新幹線～秋田新幹線「こまち」)

MEMO

MEMO

主催

公益財団法人日本体育協会 スポーツ推進部 国内課
〒150-8050 渋谷区神南1-1-1岸記念体育会館2階 TEL .03-3481-2215
FAX .03-3481-2284

日本スポーツマスターズ2016秋田大会実行委員会事務局
〒010-8572 秋田市山王3-1-1 県庁第二庁舎 TEL .018-860-1243
秋田県スポーツ振興課内 FAX .018-860-3876

公益財団法人秋田県体育協会
〒010-0974 秋田市八橋運動公園1-5 TEL .018-864-8090
秋田県スポーツ科学センター内 FAX .018-864-5752

実施競技団体

公益財団法人日本ゴルフ協会
〒104-0031 中央区京橋1-12-5 TEL .03-3566-0003
京橋YSビル2階 FAX .03-3566-0101

秋田県ゴルフ連盟
〒010-0922 秋田市旭北栄町1-48 TEL .018-883-0861
センタープレイスビル201 FAX .018-883-0862

